



総合口座

普通預金と定期預金を一冊にまとめました



※詳しくは最寄りの窓口でご確認ください。

2022年4月1日現在

商品名	総合口座
販売対象	20歳以上の個人のお客さま ※お一人さま一口座に限らせていただきます。
お預入れ期間	普通預金には期間の定めはありません。定期預金はそれぞれ1ヶ月から5年までの期間があります。
お預け入れ	(1)お預入れ(受入)方法 : 随時お預け入れできます。 (2)お預入れ金額 : 1円以上 (3)お預入れ単位 : 1円単位
払戻(お支払い)方法	随時払戻しできます。
当座貸越	普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等のお支払いの請求が合った場合には、当金庫は総合口座の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金に入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
当座貸越限度額	当座貸越の限度額は、総合口座の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます)または当金庫所定の限度額(200万円)のうちいずれか少ない金額とします。
普通預金利息	(1)適用金利 : 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 (2)利払方法 : 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 (3)計算方法 : 1年を365日とする日割計算。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
定期預金利息	(1)適用金利 : 固定金利または変動金利 (2)利払方法 : 元金に組入れる場合および中間払利息を子定期預金とする場合を除き、その利払日に総合口座の普通預金に入金します。 (3)計算方法 : 各担保定期預金の利息計算方法を適用します。
貸越利息	(1)適用金利 : 担保定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を上乗せした利率。 ※期日指定定期預金を担保とする場合は「2年以上」の利率に年0.5%を上乗せした利率。 (2)利払方法 : 年2回(3月・9月)の当金庫所定の日に普通預金から引落しまたは貸越元金に組み入れます。 (3)計算方法 : 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	個人の方のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金(分離課税)がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	キャッシュカードによるお預入れ、払戻し等に当たっては、当金庫のキャッシュカード規定および提携金融機関等の所定の手数料がかかる場合もございます。
付加できる特約事項	キャッシュカードによる払戻しの場合は、お通帳・ご印鑑は不要です。 マル優対象の方は、マル優の取扱いができます。 ご希望により、「無利息型普通預金」に変更することができます(「無利息型普通預金」は預金保険制度により全額保護される「決済用預金」であり、他の預金とは別に保護されます)。
中途解約時のお取扱い	普通預金口座を解約する場合は、総合口座取引は終了するものとし、貸越元利金があるときはそれらをお支払いいただきます。 なお、総合口座通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳を発行します。
金利情報の入手方法	https://www.narashin.co.jp/service/kinri/index.html をご確認ください。
その他参考となる事項	公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金等の自動受取りができます。 預金保険の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座があるときは、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます)。 キャッシュカードは、JCBデビット加盟店でお買物やご旅行等の代金支払ができるデビットカードサービスが利用できます。 ご利用に当たってはデビットカード取引規定により取扱いします。 ※デビットカードサービスの利用停止をご希望の際は、窓口までお申付けください。 (生体認証ICキャッシュカードをご利用の場合は、デビットカードサービスはご利用いただけません。)

